◇**独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五二号）（厚生労働省）

1　独立行政法人福祉医療機構から資金の貸付けを受けることができる者として、児童福祉法第六条の三第二三項に規定する乳児等通園支援事業を行う法人を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**国勢調査令の一部を改正する政令**（政令第一五三号）（総務省）

1　調査を行う期間を変更するとともに、調査の方法として、総務大臣が指定する調査区に限り、市町村長が調査票等を郵便等により世帯ごとに送付することができるよう規定することとした。（第九条第一項関係）

2　調査事項の一部について、調査の方法及び報告の方法の一部を改めることとした。（第九条第二項及び第一〇条第三項関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**警察法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五四号）（警察庁）

1　地方警務官の定員を改めることとした。（第六条関係）

2　都警察、道警察、大阪府警察、宮城県警察、茨城県警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、長野県警察、静岡県警察、愛知県警察、三重県警察、滋賀県警察、兵庫県警察、福岡県警察、熊本県警察及び沖縄県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準を改めることとした。（別表第二関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五五号）（国土交通省）

1　民間事業者が国土交通大臣による民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる都市再生整備事業の規模について、地方都市等の区域内における都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関する都市開発事業で国土交通大臣が定める基準に該当するものにあっては、五〇〇平方メートル以上とする特例措置等の適用期限を令和九年三月三一日までに改めることとした。（原始附則第二項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五六号）（国土交通省）

1　民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の事業区域面積の要件について、五〇〇平方メートル以上とする特例措置の適用期限を令和九年三月三一日までに改めることとした。（原始附則第一条の三関係）

2　民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の施行される地域について、三大都市の区域を対象とする特例措置の適用期限を令和九年三月三一日までに改めることとした。（原始附則第一条の四第一項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一五七号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付けの特例の適用期間を令和八年三月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一五八号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**土地改良法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一五九号）（農林水産省）

一　土地改良法施行令の一部改正関係

都道府県営土地改良事業として流域治水土地改良施設整備計画に従って農業用用排水施設の新設等を行う事業を追加するとともに、当該事業及び同内容の団体営土地改良事業に対する国の補助の割合に関する規定を整備することとした。（第五〇条第一二項、第七八条第一項第二号の一一及び第八号の四、第二項、第五項等関係）

二　東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正関係

東日本大震災復興特別区域法第四六条第一項に規定する被災関連都道県が行う土地改良事業について、流域治水土地改良施設整備計画に従って行うものを国の補助の対象に追加することとした。（第六条関係）

三　大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正関係

大規模災害からの復興に関する法律第一〇条第一項に規定する特定被災都道府県が行う土地改良事業について、流域治水土地改良施設整備計画に従って行うものを国の補助の対象に追加することとした。（第二条関係）

四　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一六〇号）（財務省）

1　政府が、保険会社との間に締結する地震再保険契約は、保険会社が支払う保険金額が、一、九一三億円（改正前一、八二七億円）を超える場合に、一、九一三億円を超えて四、一〇五億円（改正前三、八〇七億円）以下の部分については一〇〇分の五〇、四、一〇五億円を超える部分については一一万五、八九五分の一一万五、五四七（改正前一一万六、一九三分の一一万五、五九六）を政府が支払うことを約するものとした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇**雇用保険法施行令の一部を改正する政令**（政令第一六一号）（厚生労働省）

1　新潟県、富山県、石川県及び福井県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金について、令和五年度及び令和六年度に加え、令和七年度においても、その補助率を二分の一から三分の二に引き上げることとした。（附則第七条関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用することとした。

◇**麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令**（政令第一六二号）（厚生労働省）

1　麻薬取締官の定数を三〇一人とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用することとした。

◇**児童手当法施行令の一部を改正する政令**（政令第一六三号）（こども家庭庁）

1　児童手当法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する同法第一九条第三項の政令で定める割合は、五億五、九六九万三、六五九分の二億五、九七七万一、九一五とすることとした。（附則第二項関係）